本号で公布された法令のあらまし

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第五号）（消費者庁）

１　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の政令で定める法律として、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）を追加する。（本則関係）

２　この政令は、一部の規定を除き、令和八年五月二十五日から施行する。（附則関係）

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第六号）（厚生労働省）

１　介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正

地方税における給与所得控除の見直しに伴い設けられることとなる、令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例について、対象者を限定する規定の整備を行う。（附則第二十四条関係）

２　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七十四号を第四百七十五号とし、第四百七十三号の次に次の一号を加える。

四百七十四　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）

本則に次の一号を加える。

四百七十六　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）

附　則

この政令は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。ただし、本則に一号を加える改正規定は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六号

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）附則第二十三条の次に二条を加える改正規定のうち附則第二十四条第一項中「第一号被保険者」の下に「（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗